

財団法人横浜市体育協会の公益財団法人化について

1 公益認定の申請について

財団法人横浜市体育協会（会長 山口 宏）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成22年12月21日付で神奈川県知事に認定申請を行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

2 財団法人横浜市体育協会が公益認定された場合の指定管理施設の管理運営について

財団法人横浜市体育協会は、公益財団法人への移行後も法人としての同一性が保持されています。

〈理由〉

- ・目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異なること
- ・他の団体との合併が同時に行われないこと

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同協会が現在指定管理者となっている施設の管理運営を行います。また、23年度以降の次期指定管理施設につきましても同様に再指定は行いません。

【財団法人横浜市体育協会が指定管理者となっている施設】

（資料1「指定管理施設一覧」参照）

参考

公益財団法人移行後の横浜市体育協会の概要

1 定款第3条：目的（資料2）

現行の寄附行為の趣旨を継承しました。

2 定款第4条：事業（資料2）

定款第4条の表現については、内閣府公益認定等委員会ガイドラインに則り、県の指導を踏まえて変更したものです。

そのため、事業の内容は継承し事業目的を明確に表現したものです。

3 役員構成及び役割、責任等（資料3）（資料4）

理事、監事、評議員については、平成20年度に公益法人制度化に対応するため、見直しました。

また、代表理事を会長及び専務理事の2名とし、執行体制を強化し、責任体制がより明確になるよう、制度改革の趣旨を踏まえた選任を行いました。

【理事会・評議員会の対比表】

		定款(案) (移行後)	寄附行為 (現行・平成20年4月1日変更)	【参考】統合時 (平成19年4月1日)
理事会	役割	法人の業務を執行する 「業務執行機関」	寄附行為の変更、予決算の承認を行う 「理事の意思統一の場」	
	人数	15人以上20人以内	15人以上20人以内	35人以上40人以内
評議員会	役割	理事の選解任、定款の変更 予決算の承認を行う 「意思決定機関」	理事の選解任、予決算等の重要事項の諮問を受ける 「諮問機関」	
	人数	25人以上30人以内	25人以上30人以内	80人以上90人以内

4 公益目的事業比率

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第15条で、公益法人への移行には、公益目的事業比率が50%以上であることとされていますが、移行後においても約73.2%を見込んでおり、移行の前後において特段の変更はありません。

指定管理施設一覧

【22 年度(現行の指定管理施設)】

1 区民利用施設

分類	施設名	施設所管区
(1) スポーツ施設	①鶴見スポーツセンター	鶴見区
	②神奈川スポーツセンター	神奈川区
	③西スポーツセンター	西区
	④中スポーツセンター	中区
	⑤南スポーツセンター	南区
	⑥港南スポーツセンター	港南区
	⑦保土ヶ谷スポーツセンター	保土ヶ谷区
	⑧旭スポーツセンター	旭区
	⑨磯子スポーツセンター	磯子区
	⑩金沢スポーツセンター	金沢区
	⑪港北スポーツセンター	港北区
	⑫緑スポーツセンター	緑区
	⑬都筑スポーツセンター	都筑区
	⑭戸塚スポーツセンター	戸塚区
	⑮栄スポーツセンター	栄区
	⑯泉スポーツセンター	泉区
	⑰瀬谷スポーツセンター	瀬谷区

2 市民利用施設

分類	施設名	施設所管局
(1) スポーツ施設	①横浜文化体育館 ②平沼記念体育館	市民局
(2) 医療施設	①スポーツ医科学センター	健康福祉局
(3) 公園等	①新横浜公園 (※1)	環境創造局
(4) 青少年施設	①三ツ沢公園青少年野外活動センター ②くろがね青少年野外活動センター ③こども自然公園青少年野外活動センター ④道志青少年野外活動センター	こども青少年局
	⑤少年自然の家赤城林間学園 ⑥少年自然の家南伊豆臨海学園	教育委員会 事務局

※1：横浜市体育協会・横浜マリノス・管理 JV (ハリマビシステム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田装美・協栄) 共同事業体

【23年度以降】

1 区民利用施設

分類	施設名	指定期間	施設所管区
(1) スポーツ施設	①鶴見スポーツセンター	23～27年度	鶴見区
	②神奈川スポーツセンター		神奈川区
	③西スポーツセンター（※1）		西区
	④中スポーツセンター		中区
	⑤南スポーツセンター		南区
	⑥港南スポーツセンター		港南区
	⑦保土ヶ谷スポーツセンター		保土ヶ谷区
	⑧旭スポーツセンター		旭区
	⑨磯子スポーツセンター		磯子区
	⑩金沢スポーツセンター		金沢区
	⑪港北スポーツセンター		港北区
	⑫都筑スポーツセンター		都筑区
	⑬戸塚スポーツセンター		戸塚区
	⑭栄スポーツセンター・栄公会堂（※2）		栄区
	⑮瀬谷スポーツセンター		瀬谷区

2 市民利用施設

分類	施設名	指定期間	施設所管局
(1) スポーツ施設	①横浜国際プール（※3） ②横浜文化体育館 ③平沼記念体育館	23～27年度	市民局
(2) 医療施設	①スポーツ医科学センター	23～27年度	健康福祉局
(3) 公園等	①新横浜公園（※4）	22～26年度	環境創造局
(4) 青少年施設	①青少年野外活動センター ・三ツ沢公園青少年野外活動センター ・くろがね青少年野外活動センター ・こども自然公園青少年野外活動センター	23～27年度	こども青少年局
	【参考：指定議案上程中】 ②道志青少年野外活動センター（※5）	23～24年度	
	③少年自然の家赤城林間学園 ④少年自然の家南伊豆臨海学園	23～25年度	教育委員会事務局

※1：横浜市体育協会・住友不動産エスフォルタグループ

※2：横浜市体育協会・さかえ区民活動支援協会グループ

※3：市体協・コナミスポーツ&ライフ・トーリツグループ

※4：横浜市体育協会・横浜マリノス・管理JV（ハリマビシステム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田装美・協栄）共同事業体

※5：「道志青少年野外活動センター」の23年度からの次期指定管理者につきましては、今定例会（平成23年第1回市会定例会）で指定議案の上程を行っているため、参考として記載しております。

財団法人横浜市体育協会 定款の変更の案 対比表

	定款の変更の案		現行寄附行為
第1条	第1章 総則 (名称) この法人は、公益財団法人横浜市体育協会と称する。	第1条	第1章 総則 (名称) この法人は、財団法人横浜市体育協会という。
第2条	(事務所) この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区尾上町六丁目 81 番地 (ニッセイ横浜尾上町ビル内) に置く。	第2条	(事務所) この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区尾上町 6 丁目 81 番地 (ニッセイ横浜尾上町ビル内) に置く。
第3条	第2章 目的及び事業 (目的) この法人は、横浜市民の体育・スポーツを振興し、もって横浜市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。	第3条	(目的) この法人は、横浜市民の体育・スポーツを振興し、もって横浜市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
第4条	(公益目的事業) この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 生涯スポーツの普及・振興及び競技力の向上並びに団体・選手の育成指導 (2) スポーツに関する情報の収集・提供及び調査・研究による政策提言 (3) スポーツ医学及び科学に基づく健康・体力づくりの推進 (4) スポーツ・レクリエーション人材の育成及び活用 (5) スポーツ・レクリエーション活動の機会・場の提供及び支援・助成 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の各号に掲げる事業は、主として横浜市において行うものとする。	第4条	(事業) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 各種スポーツ・体育団体及び選手・指導者の育成指導 (2) 各種スポーツ事業の実施 (3) 国際スポーツ交流の推進 (4) スポーツに関する調査・研究の実施 (5) スポーツに関する情報の収集及び提供 (6) 横浜市から委託を受けたスポーツ事業の実施 (7) 横浜市のスポーツ施設の管理運営 (8) 横浜市のスポーツ医科学施設の管理運営 (9) その他目的を達するために必要な事業
第5条	(収益事業) この法人は、前条第1項の事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。 (1) 管理運営する体育施設等を公益目的とした事業以外で貸与する事業 (2) その他公益目的事業の推進に資する事業		

<p>第6条</p>	<p>第3章 資産及び会計 (基本財産) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p>	<p>第5条</p> <p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>第8条</p> <p>第9条</p>	<p>第2章 資産、事業計画等 (資産の構成) この法人の資産は、次のとおりとする。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 資産から生ずる収入 (3) 加盟団体の分担金及び賛助金 (4) 事業に伴う収入 (5) 寄付金品 (6) その他の収入 (資産の種別) この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産 (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。 (資産の管理) この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、会長が保管する。 (基本財産の処分の制限) 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県知事及び神奈川県教育委員会(以下「主務官庁」という。)の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。 (経費の支弁) この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第7条	<p>(事業年度)</p> <p>この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	第10条	<p>(事業年度)</p> <p>この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
第8条	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度開始の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	第11条	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て毎事業年度開始前に、主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p>
第9条	<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第8号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 収支計算書</p> <p>(4) 貸借対照表(5) 正味財産増減計算書</p> <p>(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(7) 財産目録</p> <p>(8) キャッシュフロー計算書</p> <p>2 前項各号に掲げる計算書類は、毎事業年度の終結後3月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	第12条	<p>(事業報告、収支決算書類等)</p> <p>この法人の事業報告及び収支決算書類は、会長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、主務官庁に報告しなければならない。</p> <p>2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p>
		第13条	<p>(長期借入金)</p> <p>この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。</p>
		第14条	<p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p>
		第43条	<p>第9章 雑則</p> <p>(書類及び帳簿の備付等)</p> <p>この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。</p>

<p>第10条</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>	<p>(1) 寄付行為</p> <p>(2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書</p> <p>(3) 加盟団体及び賛助会員の名簿</p> <p>(4) 財産目録</p> <p>(5) 資産台帳及び負債台帳</p> <p>(6) 設立許可書等主務官庁の許可、認可、承認に関する書類</p> <p>(7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類</p> <p>(8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(9) 処務日誌</p> <p>(10) 官公署往復書類</p> <p>(11) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第7号までの書類及び帳簿は永年、同項第8号の帳簿及び書類は10年以上、同項第9号から第11号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p>
<p>第11条</p>	<p>第4章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>この法人に、評議員25名以上30名以内を置く。</p>	<p>第3章 役員及び評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>この法人には、評議員25人以上30人以内を置く。</p>
<p>第12条</p>	<p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。</p> <p>3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)</p> <p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければ</p>	<p>2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。</p> <p>3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。</p> <p>5 評議員は、評議員会を組織する。</p>

<p>第13条</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>(任 期)</p> <p>評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>4 評議員に異動があったときは2週間以内に登記し、遅延なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>		
<p>第14条</p>	<p>(評議員に対する報酬等)</p> <p>評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>		
<p>第15条</p>	<p>第5章 評議員会</p> <p>(構 成)</p> <p>評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p>	<p>第31条</p>	<p>(評議員会の意見聴収)</p> <p>理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。</p>
<p>第16条</p>	<p>(権 限)</p> <p>評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分又は除外の承認</p>		<p>(1) 事業計画及び収支予算に関する事項</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関する事項</p> <p>(3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項</p> <p>(4) 長期借入金に関する事項</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項</p>

<p>第17条</p> <p>第18条</p> <p>第19条</p> <p>第20条</p> <p>第21条</p>	<p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開 催) 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招 集) 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(議 長) 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。</p> <p>(決 議) 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (3) 定款の変更 (4) 基本財産の処分又は除外の承認 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。</p> <p>(議事録) 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p>第32条</p> <p>第33条</p>	<p>(6) 加盟団体等の入会、脱会及び除名に関する事項</p> <p>(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(評議員会) 評議員会は、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。 2 第26条、第27条、第29条及び第30条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>(評議員会の議長) 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。</p>
-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第22条</p>	<p>2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1名以上が記名押印する。</p> <p>第6章 役員等 (役員) この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上20名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。 3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>第15条</p>	<p>(役員) この法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 15人以上20人以内（うち、会長1人、副会長4人以内並びに専務理事及び常務理事は合わせて3人以内とする。） (2) 監事 2人</p>
<p>第23条</p>	<p>(役員を選任) 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p>	<p>第16条</p>	<p>(役員を選任) 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>
<p>第24条</p>	<p>(理事の職務及び権限) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。 3 業務執行理事は、理事会が定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。</p>	<p>第17条</p>	<p>(理事の職務) 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 2 副会長は、会長を補佐して法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。 4 常務理事は、専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。 5 理事は、理事会を組織して、法人の業務を議決し、執行する。</p>
<p>第25条</p>	<p>(監事の職務及び権限) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める</p>	<p>第18条</p>	<p>(監事の職務) 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次</p>

	<p>ところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>		<p>の各号に規定する職務を行う。</p> <p>(1) 法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を發見したときは、これを主務官庁、理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。</p>
<p>第26条</p>	<p>(役員任期)</p> <p>理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>5 理事又は監事に異動があったときは2週間以内に登記し、遅延なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第19条</p>	<p>(役員任期)</p> <p>この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>
<p>第27条</p>	<p>(役員解任)</p> <p>理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) その他、理事又は監事にふさわしくない行為があったと認めるとき</p>	<p>第20条</p>	<p>(役員解任)</p> <p>役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。</p> <p>2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第28条</p>	<p>(役員に対する報酬等)</p> <p>理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>	<p>第21条</p>	<p>(役員報酬)</p> <p>役員は、有給とすることができる。</p> <p>2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。</p>

<p>第29条</p>	<p>(名誉会長及び相談役並びに顧問)</p> <p>この法人に、任意の機関として、名誉会長1名、相談役1名、顧問10名以内を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長は、この法人の会長であった者のうち、特にこの法人に功労のあった者とする。</p> <p>3 相談役は、永年にわたり会長職に携わり、特にこの法人に功労のあった者とする。</p> <p>4 顧問は、理事会の推薦により、この法人に功労のあった者又は体育・スポーツの推進に功労のあった者とする。</p> <p>5 名誉会長は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。</p> <p>6 相談役は、会長が必要と認める事項について参考意見を述べる。</p> <p>7 顧問は、会長の相談に応じる。</p> <p>8 名誉会長及び相談役並びに顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>9 名誉会長及び相談役並びに顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。</p>	<p>第25条</p>	<p>第5章 名誉会長及び顧問</p> <p>(名誉会長及び顧問)</p> <p>この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長は、この法人の会長であった者のうち特にこの法人に功労のあった者を理事会が推薦し、評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、理事会の推薦により、この法人に功労のあった者若しくは体育・スポーツの推進に功労のあった者を会長が委嘱する。</p> <p>4 名誉会長は、会長の求めに応じ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。</p>
<p>第30条</p>	<p>第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>		
<p>第31条</p>	<p>(権限)</p> <p>理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任</p> <p>(5) 評議員会の日時、場所及び付議する事項の決定</p> <p>(6) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(7) 委員会委員の選任及び解職</p>		
<p>第32条</p>	<p>(開催)</p> <p>理事会は、定例理事会として毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催するほか、その他必要がある場合に臨時理事会を開催する。</p>	<p>第26条</p>	<p>第6章 会議</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p>
<p>第33条</p>	<p>(招集)</p> <p>理事会は、代表理事が招集する。</p>	<p>第27条</p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>理事会は、会長が招集する。</p>

<p>第34条</p>	<p>2 代表理事に事故があるとき、又は特別な利害関係を有するときはあらかじめ理事会において定めた順序による理事が理事会を招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。</p>	<p>第28条</p>	<p>2 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(理事会の議長)</p> <p>理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>
<p>第35条</p>	<p>(決 議)</p> <p>理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第29条</p>	<p>(理事会の定足数等)</p> <p>理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第36条</p>	<p>(議事録)</p> <p>理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。</p>	<p>第30条</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時及び場所</p> <p>(2) 理事の現在数</p> <p>(3) 出席理事の氏名</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>
<p>第37条</p>	<p>第8章 定款の変更及び解散等</p> <p>(定款の変更)</p> <p>この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。</p> <p>3 前項の変更を行うときは、行政庁の認定を受けなければならない。</p>	<p>第40条</p>	<p>第8章 寄付行為の変更及び解散</p> <p>(寄付行為の変更)</p> <p>この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更できない。</p>
<p>第38条</p>	<p>(解 散)</p> <p>この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>	<p>第41条</p>	<p>(解 散)</p> <p>この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。</p>

<p>第39条</p>	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は横浜市に贈与するものとする。</p>		
<p>第40条</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は横浜市に贈与するものとする。</p>	<p>第42条</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p>この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、横浜市に寄付するものとする。</p>
<p>第41条</p>	<p>第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 公告は、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>		
<p>第42条</p>	<p>第10章 業務執行組織</p> <p>(業務執行組織)</p> <p>第4条に定める事業を行うため、この法人に業務執行組織を設け、運営責任職その他必要な職員を置く。</p> <p>2 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>3 業務執行組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が定める。</p>	<p>第24条</p>	<p>第4章 専門委員会及び事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>3 職員は、会長が任免する。</p> <p>4 職員は、有給とする。</p>
<p>第43条</p>	<p>第11章 委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は、理事、評議員、加盟団体の構成員にある者、スポーツに関する学識経験者のうちから理事会が選任する。</p> <p>3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第23条</p>	<p>(専門委員会)</p> <p>この法人は理事会が必要と認めた場合は、専門委員会を設けることができる。</p> <p>2 専門委員会は、理事会の定めるところにより専門的事項を処理する。</p> <p>3 専門委員会には委員長を置き、会長が指名する理事がこれにあたる。</p> <p>4 専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が定める。</p>

<p>第44条</p>	<p>第12章 加盟団体及び賛助会員 (加盟団体)</p> <p>この法人と連携・協働し、横浜市民スポーツの普及・振興の推進する横浜市内の体育・スポーツ団体で、次の各号のいずれかに該当する団体を加盟団体とする。</p> <p>(1) 横浜市内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体(加盟競技団体)</p> <p>(2) 学校又は職場を代表する市単位の体育団体(加盟学校、職場団体)</p> <p>(3) 区単位の統轄体育団体(加盟地域団体)</p> <p>(4) その他理事会の認める市単位の体育団体(加盟体育団体)</p> <p>2 加盟、脱退の手続き及び分担金等について必要な事項は、理事会が定める。</p>	<p>第34条</p>	<p>第7章 加盟団体及び賛助会員 (加盟団体の資格)</p> <p>この法人の加盟団体は、横浜市内の体育・スポーツ団体で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 運動種目を代表する市単位の競技団体(加盟競技団体)</p> <p>(2) 学校又は職場を代表する市単位の体育団体(加盟学校、職場団体)</p> <p>(3) 区単位の総括体育団体(加盟地域団体)</p> <p>(4) その他理事会の認める市単位の体育団体(加盟体育団体)</p> <p>(加盟の方法)</p> <p>第35条 加盟団体になろうとする団体は、会長に申し出て理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(分担金の納入)</p> <p>第36条 加盟団体は、毎年度所定の分担金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の分担金の額は、理事会が定める。</p> <p>(脱退)</p> <p>第37条 加盟団体は、脱退しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第38条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により除名することができる。</p> <p>(1) 分担金を2年以上滞納したとき。</p> <p>(2) 第34条各号に掲げる団体として認められなくなったとき。</p> <p>(3) 本会の名誉をき損し、又は寄付行為に反するような行為をしたとき。</p> <p>(4) その他、この法人の加盟団体として不相当と認められるにいたったとき。</p> <p>2 前項第3号及び第4号に該当して除名する場合は、除名の議決を行う理事会において、その加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第45条</p>	<p>(賛助会員)</p> <p>この法人に賛助会員を置くことができる。</p>	<p>第39条</p>	<p>(賛助会員)</p> <p>この法人に賛助会員を置くことができる。</p>

<p>第46条</p>	<p>2 賛助会員について必要な事項は、理事会が定める。</p> <p>第13章 補則 (委 任) この定款の施行及び事業執行組織の運営に関する細則は、必要に応じて代表理事が定める。</p> <p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この法人の最初の代表理事は 山口 宏、五反田 哲哉 とする。 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 小野 謙治、加藤 範義、小島 永三、草野 茂、鈴木 信夫、武石 敏勝 夏田 智子、廣瀬 正春、古谷 良子、森 孝正、山田 登茂子、菜花 好和 淡路 伸勝、菊池 侃二、馬場 正徳、松野 勝成、小坂 恵美子、鈴木 秀雄 高橋 和子、富田 幸博、及能 茂道、福島 俊彦、柳田 昌賢、岡部 伸康 西山 雄二、漆間 浩一、楢村 光一 5 この定款の施行日前に、財団法人横浜市体育協会寄付行為に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。</p>	<p>第44条</p> <p>2 賛助会員について必要な事項は、理事会が定める</p> <p>(細 則) この寄付行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>附 則 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別添名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別添名簿のとおりとし、その任期は、第22条第4項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。 4 この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。 5 この法人は、横浜市体育協会の事業に伴うすべての権利・義務を承継する。 6 この法人の設立の際、横浜市体育協会において加盟していた団体は、第34条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とみなす。</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公益財団法人移行後の横浜市体育協会の理事・監事名簿

● 理事 19 人 監事 2 人

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	現職等	備考
代表理事 (会長)	山 口 宏	横浜野球協会会長・横浜野球連盟会長 中区体育協会会長	非常勤
代表理事 (専務理事)	五反田 哲 哉	兼 副会長	常勤
理事 (副会長)	宮 武 俊 弘	横浜市カヌー協会副会長	非常勤
理事 (副会長)	河 原 智	横浜市卓球協会会長	非常勤
理事 (副会長)	尾 島 良 一	横浜ハンドボール協会副会長	非常勤
理事	大久保 拳 志	兼 総務経営担当局長	常勤
理事	砂 川 忠 雄	兼 総務担当局長	常勤
理事	伊 藤 敬	兼 警備統括監	常勤
理事	中 島 寛 之	兼 横浜市スポーツ医科学センター長	非常勤
理事	加 藤 弘	横浜市陸上競技協会副会長	非常勤
理事	日 下 啓 二	横浜市テニス協会副会長 兼理事長	非常勤
理事	山 口 憲 一	横浜市空手道連盟理事長	非常勤
理事	黒 崎 二 男	都筑区体育協会副会長	非常勤
理事	吉 川 勝	栄区体育協会会長	非常勤
理事	山 崎 祐 一	横浜市中学校体育連盟副会長	非常勤
理事	片 尾 周 造	横浜市立大学名誉教授	非常勤
理事	鴫 田 要 一	株式会社かなしん広告顧問	非常勤
理事	矢 野 博	神奈川大学教授	非常勤
理事	谷 内 徹	横浜市市民局長	非常勤
監事	小 川 肇	横浜市少林寺拳法連盟副理事長	非常勤
監事	尾 澤 詳 憲	ライト工業株式会社関東支社	非常勤

※理事のうち、常勤理事が業務執行理事となります。

※業務執行理事の選任につきましては、移行後の理事会で選任いたします。

公益財団法人移行後の横浜市体育協会の評議員名簿

●評議員 27人

(順不同・敬称略)

氏名	現職等	備考
小野 謙治	横浜市日本拳法連盟理事長	現行評議員
加藤 範義	社団法人横浜サッカー協会理事	現行評議員
小島 永三	横浜バスケットボール協会理事長	現行評議員
草野 茂	横浜水泳協会理事長	現行評議員
鈴木 信夫	横浜市ダンススポーツ連盟副会長	現行評議員
武石 敏勝	NPO法人横浜市馬術協会理事	現行評議員
夏田 智子	横浜市スポーツバトン協会副理事長	現行評議員
廣瀬 正春	横浜市ソフトボール協会理事長	現行評議員
古谷 良子	横浜市太極拳協会副会長	現行評議員
森 孝正	横浜市体操協会理事長	現行評議員
山田 登茂子	横浜市スポーツチャンバラ協会女性部長	現行評議員
菜花 好和	西区体育協会会長	現行評議員
淡路 伸勝	港南区体育協会会長	現行評議員
菊池 侃二	青葉区体育協会会長	現行評議員
馬場 正徳	横浜市立小学校体育研究会会長	現行評議員
松野 勝成	横浜市体育指導委員連絡協議会副会長	現行評議員
小坂 恵美子	横浜市婦人スポーツ団体連絡協議会会長	現行評議員
鈴木 秀雄	関東学院大学教授	現行評議員
高橋 和子	横浜国立大学教授	現行評議員
富田 幸博	日本体育大学教授	現行評議員
及能 茂道	社団法人横浜市医師会横浜スポーツ医会会長	現行評議員
福島 俊彦	株式会社テレビ神奈川報道局長 兼コンテンツ局長	現行評議員
柳田 昌賢	日本放送協会横浜放送局長	現行評議員
岡部 伸康	神奈川新聞社編集局運動部長	現行評議員
西山 雄二	横浜市市民局スポーツ振興部長	現行評議員
漆間 浩一	横浜市教育委員会事務局指導部長	現行評議員
檜村 光一	財団法人横浜市緑の協会総務部長	現行評議員

現在の財団法人横浜市体育協会の理事・監事名簿

● 理事 19人 監事 2人

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	現職等	備考
会 長	山 口 宏	横浜野球協会会長・横浜野球連盟会長 中区体育協会会長	非常勤
副会長 兼専務理事	五反田 哲 哉	前 横浜市港南区長	常勤
副会長	宮 武 俊 弘	横浜市カヌー協会副会長	非常勤
副会長	河 原 智	横浜市卓球協会会長	非常勤
副会長	尾 島 良 一	横浜ハンドボール協会副会長	非常勤
常務理事	大久保 拳 志	兼 総務経営担当局長	常勤
理事	加 藤 弘	横浜市陸上競技協会副会長	非常勤
理事	日 下 啓 二	横浜市テニス協会副会長 兼理事長	非常勤
理事	山 口 憲 一	横浜市空手道連盟理事長	非常勤
理事	黒 崎 二 男	都筑区体育協会副会長	非常勤
理事	吉 川 勝	栄区体育協会会長	非常勤
理事	山 崎 祐 一	横浜市中学校体育連盟副会長	非常勤
理事	片 尾 周 造	横浜市立大学名誉教授	非常勤
理事	鵜 田 要 一	株式会社かなしん広告顧問	非常勤
理事	矢 野 博	神奈川大学教授	非常勤
理事	谷 内 徹	横浜市市民局長	非常勤
理事	砂 川 忠 雄	兼 総務担当局長	常勤
理事	伊 藤 敬	兼 警備統括監	常勤
理事	中 島 寛 之	兼 横浜市スポーツ医科学センター長	非常勤
監事	小 川 肇	横浜市少林寺拳法連盟副理事長	非常勤
監事	尾 澤 詳 憲	ライト工業株式会社関東支社	非常勤

現在の財団法人横浜市体育協会の評議員名簿

●評議員 27人

(順不同・敬称略)

氏名	現職等	備考
小野 謙治	横浜市日本拳法連盟理事長	非常勤
加藤 範義	社団法人横浜サッカー協会理事	非常勤
小島 永三	横浜バスケットボール協会理事長	非常勤
草野 茂	横浜水泳協会理事長	非常勤
鈴木 信夫	横浜市ダンススポーツ連盟副会長	非常勤
武石 敏勝	NPO法人横浜市馬術協会理事	非常勤
夏田 智子	横浜市スポーツバトン協会副理事長	非常勤
廣瀬 正春	横浜市ソフトボール協会理事長	非常勤
古谷 良子	横浜市太極拳協会副会長	非常勤
森 孝正	横浜市体操協会理事長	非常勤
山田 登茂子	横浜市スポーツチャンバラ協会女性部長	非常勤
菜花 好和	西区体育協会会長	非常勤
淡路 伸勝	港南区体育協会会長	非常勤
菊池 侃二	青葉区体育協会会長	非常勤
馬場 正徳	横浜市立小学校体育研究会会長	非常勤
松野 勝成	横浜市体育指導委員連絡協議会副会長	非常勤
小坂 恵美子	横浜市婦人スポーツ団体連絡協議会会長	非常勤
鈴木 秀雄	関東学院大学教授	非常勤
高橋 和子	横浜国立大学教授	非常勤
富田 幸博	日本体育大学教授	非常勤
及能 茂道	社団法人横浜市医師会横浜スポーツ医会会長	非常勤
福島 俊彦	株式会社テレビ神奈川報道局長 兼コンテンツ局長	非常勤
柳田 昌賢	日本放送協会横浜放送局長	非常勤
岡部 伸康	神奈川新聞社編集局運動部長	非常勤
西山 雄二	横浜市市民局スポーツ振興部長	非常勤
漆間 浩一	横浜市教育委員会事務局指導部長	非常勤
檜村 光一	財団法人横浜市緑の協会総務部長	非常勤